

○鶴岡市浄化槽条例施行規程

平成27年4月1日

上下水道事業管理規程第12号

改正 令和3年3月30日上下水道事業管理規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、鶴岡市浄化槽条例（平成17年鶴岡市条例第145号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の申請及び帰属の申請)

第2条 条例第3条の規定により、浄化槽の設置を求める者又は既存の浄化槽を市に帰属させることを求める者（以下「申請者」という。）は、浄化槽設置（帰属）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を浄化槽事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、浄化槽設置（帰属）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(用地貸借契約)

第3条 条例第4条に規定する契約は、浄化槽設置（帰属）土地使用貸借契約書（様式第3号）により締結するものとする。

(協定)

第4条 市と申請者は、条例第4条の規定により契約を締結したときは、浄化槽の工事及び維持管理に関し、浄化槽本体部分設置（帰属）に関する協定書（様式第4号）により協定を締結するものとする。

(排水設備工事及び検査)

第5条 申請者は、浄化槽排水設備工事施工計画書（様式第5号）に次の書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 見取図 工事予定地周辺を表示すること。

(2) 平面図 縮尺は300分の1以上とし、次の事項を記載すること。

ア 隣接地との境界及び申請地の面積

イ 建物、浄化槽、水道、井戸、台所、浴槽、便所等水まわり施設の位置

ウ その他必要な事項

(3) 縦断面図 縮尺は、横は平面図に準じ、縦は100分の1以上とすること。

(4) 構造図 縮尺は50分の1以上とすること。

(5) 浄化槽設備士免状の写し

2 申請者は、工事が完了したときは、工事の完了した日から5日以内に浄化槽排水設備工事完了届（様式第6号）を市長に提出し、完了検査を受けなければならない。

3 市長は、前項の検査の結果、相当と認めたときは、申請者に対し浄化槽排水設備工事検査済証（様式第7号）を交付するものとする。

（使用開始等の届出）

第6条 条例第6条の規定による使用の開始、休止、廃止又は再開の届出は、浄化槽施設使用開始等届出書（様式第8号）によるものとする。

2 使用者に変更があったときは、新たに使用者になった者は、その旨を浄化槽施設使用者等の変更届出書（様式第9号）により速やかに市長に届け出なければならない。

（使用料の納期）

第7条 条例第7条第2項に規定する使用料の納期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときはこの限りでない。

(1) 納入通知書による場合 毎使用月の翌月の末日

(2) 口座振替による場合 あらかじめ市長が定める日

（使用水量の認定通知）

第8条 市長は、条例第8条第2項第1号ただし書の規定により使用水量を認定したときは、当該使用水量を使用者に通知するものとする。

（水道水以外の水を使用した場合の使用水量の認定）

第9条 条例第8条第2項第2号及び第3号に規定する市長が認定する使用水量は、市長が認めた計測装置を取り付けてある場合は当該計測装置で計測された使用水量とし、計測装置を取り付けていない場合は次に定める水量とする。

(1) 水道水と水道水以外の水を併用して使用する場合 1人当たり1使用月につき3立方メートル

(2) 水道水以外の水のみを使用する場合 1人当たり1使用月につき6立方メートル

（使用の態様の変更の届出）

第10条 条例第9条の規定により別に定める使用の態様の変更は、世帯の構成の変更とする。

2 条例第9条の規定による届出は、浄化槽施設の使用の態様の変更届出書（様式第9号の2）によるものとする。

(使用料の減免)

第11条 条例第10条第2項の申請書は、浄化槽施設使用料減免申請書(様式第10号)とする。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その減免の適否を決定し、浄化槽施設使用料減免決定通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、鶴岡市下水道条例施行規則等を廃止する規則(平成27年鶴岡市規則第7号)による廃止前の鶴岡市浄化槽設置及び管理条例施行規則(平成17年鶴岡市規則第114号。以下「旧規則」という。)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(様式に関する経過措置)

3 旧規則に規定する用紙は、当分の間、所要の修正を加え、使用することができる。

附 則(令和3年3月30日上下水管規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

整理番号	
------	--

浄化槽設置(帰属)申請書

年 月 日

鶴岡市長 様

住 所
申請者
氏 名
(電話 ー)

浄化槽の(設置 帰属)について、鶴岡市浄化槽条例第4条の規定により、次のとおり申請します。

浄化槽の設置場所	鶴岡市	
住宅等の種類及び延床面積	1 一般用	. m ²
	2 併用営業用	住居部分 . m ² ・その他 . m ²
工事区分	1 新築・改装に伴うもの	2 増築・模様替えに伴うもの
	3 トイレ改装に伴うもの	4 その他()
単独処理浄化槽の有無	1 あり 2 なし	
浄化槽放流水放流先	1 国道・県道・市道側溝	2 土地改良区水路
	3 その他()	
家族数	人	
浄化槽設置工事完了予定時期	年 月 予定	

※ 申請者が浄化槽設置場所の所有者でないときは、所有者の土地使用承諾書を添付すること。

係	係長	主査	課長	確認	年 月 日	第 号
確認内容						

様式第2号（第2条関係）

浄化槽設置(帰属)決定通知書

年 月 日

住所
申請者
氏名 様

鶴岡市長 

先に申請のあった浄化槽(設置・帰属)について審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

浄化槽設置場所	鶴岡市
浄化槽の規模	人槽
浄化槽本体工事の完了予定	年 月 上・中・下旬
備考	

様式第3号（第3条関係）

浄化槽設置(帰属)土地使用貸借契約書

貸主（以下「甲」という。）と借主鶴岡市(以下「乙」という。)とは、浄化槽本体部分設置(帰属)に要する用地の使用に関し、次の条項により使用貸借契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 甲は、乙に対し、その所有に係る末尾記載の土地(以下「貸付物件」という。)を無償で貸し付けるものとする。

(貸付期間)

第2条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
ただし、貸付期間満了の1月前までに甲、乙いずれか一方から何らの意思表示のないときは、この契約は、当該期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、また同様とする。

(貸付物件の譲渡等)

第3条 甲は、貸付期間中に貸付物件を第三者に譲渡し、又は抵当権その他の権利を設定しようとするときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

(公租公課の負担)

第4条 貸付物件に対する公租公課は、すべて甲の負担とする。

(疑義等の決定)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙の協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 山形県鶴岡市
乙 山形県鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市
鶴岡市長

貸付物件の表示

名 称	所 在 地	種別(地目)	数 量
土 地	鶴岡市		浄化槽本体部分設置(帰属)に要する用地面積

様式第4号（第4条関係）

浄化槽本体部分設置(帰属)に関する協定書

浄化槽の設置者である鶴岡市(以下「甲」という。)と、設置(帰属)申請者(以下「乙」という。)は、設置(帰属)する浄化槽の工事及び維持管理について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲の設置する浄化槽の工事及び維持管理について、甲と乙の責任区分を明確にすることを目的とする。

(工事費の負担区分)

第2条 工事費の負担については、次のとおりとする。

(1) 甲の負担

標準工事費(浄化槽本体のほか、本体が積雪又は普通乗用車1台分程度の荷重に耐えられるよう、鉄筋コンクリートのスラブ及び基礎を配置し、鉄筋コンクリート支柱4本でそれらを支える構造物を、支障となるものがない土地に設置するために必要な費用)

(2) 乙の負担

ア 受益者分担金

イ 支障物件の撤去、移転、復旧工事費

庭木、家屋、塀、庭石、水道管、コンクリートその他の支障物件

ウ 付帯工事費

流入ポンプ、配線、浄化槽の上を基準以上の駐車場として利用するための補強工事等

エ 浄化槽本体設置以外の工事費

宅内、宅外配管工事、水洗便所設置等に必要の費用

(乙の負担となる工事の施工時期)

第3条 乙の負担となる工事については、甲が行う浄化槽本体工事と同時に施工するものとする。

(浄化槽の維持管理費)

第4条 浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査等)は甲が行い、乙が負担する使用料をこれに充てる。

2 使用料のほか、浄化槽設置後に乙の負担となる費用は、次のとおりとする。

ア 乙の都合により浄化槽を移動する場合の費用

イ 乙の責により修繕の必要が生じた場合の費用

ウ 浄化槽に係る電気料及び水道料

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 年 月 日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲、乙いずれか一方から何らの意思表示のないときは、この協定は、当該期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後に

おいても、また同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

山形県鶴岡市馬場町9番25号

甲 鶴岡市
鶴岡市長

印

山形県鶴岡市

乙

印

様式第5号（第5条関係）

浄化槽排水設備工事施工計画書

年 月 日

鶴岡市長 様

住 所
氏 名

(電話 ー)

下記のとおり、浄化槽排水設備工事を計画したので提出します。

記

浄化槽設備工事の 登録番号又は届出番号	登録番号 ----- 届出番号	年月日	年 月 日
確 認 番 号	第 号	確認年月日	年 月 日
浄化槽の設置場所	鶴岡市		
施 工 者	住 所 会 社 名 代表者氏名		
浄化槽放流水放流先	1 国道・県道・市道側溝 2 土地改良区水路 3 その他()		
工 事 予 定 期 間	着工 年 月 日 完成 年 月 日		

課 長		主 査		係 長		係		受付年月日	年 月 日
確 認 内 容	1 審査の結果、適当と認められる。 2 下記を条件として適合とする。								

備考 この計画書は、同一のものを2部提出してください。

様式第6号（第5条関係）

浄化槽排水設備工事完了届

年 月 日

鶴岡市長 様

住 所
氏 名
(電話 ー)

下記のとおり、浄化槽排水設備工事が完了したので提出します。

記

確認番号	第 号	確認年月日	年 月 日
浄化槽の設置場所	鶴岡市		
施 工 者	住 所 会 社 名 代表者氏名		
工事完了年月日	年 月 日		

課 長	主 査	係 長	係	検査年月日 検査職員氏名	年 月 日
検査内容	検査の結果、適当と認められる。				

様式第7号（第5条関係）

浄化槽排水設備工事検査済証

年 月 日

住 所
氏 名 様

鶴岡市長 

下記のとおり排水設備工事の完了検査の結果、適当と認めます。

記

確認番号	第 号	確認年月日	年 月 日
浄化槽の設置場所	鶴岡市		
施 工 者	住 所 会 社 名 代表者氏名		
検 査 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第8号（第6条関係）

浄化槽施設使用開始等届出書

年 月 日

鶴岡市長 様

住所
届出人
氏名
(電話 —)

下記のとおり、浄化槽施設の使用を
〔 開始 休止 〕 したいので届け出
〔 再開 廃止 〕
ます。

記

浄化槽設置場所	鶴岡市		
開始、再開、 廃止年月日	年 月 日から	年 月 日まで	
休止期間	年 月 日から	年 月 日まで	
使用水種別	1 水道水のみ 2 井戸(小メーター有・無) 3 その他		
家族数	人	計測機指針	

課長		主査		係長		係		受付年月日	年 月 日
----	--	----	--	----	--	---	--	-------	-------

様式第9号（第6条関係）

浄化槽施設使用者等の変更届出書

年 月 日

鶴岡市長 様

住 所
届出人
氏 名
(電話 ー)

下記のとおり、浄化槽施設の使用者等に変更があったので届け出ます。

記

排水施設の場所	鶴岡市		
前使用者又は所有者 住所			
前使用者又は所有者 氏名		電話番号	
使用種別	1 水道水のみ 2 井戸(小メーター有・無) 3 その他		
家族数	人		
備考			

様式第9号の2 (第10条関係)

浄化槽施設の使用の態様の変更届出書

年 月 日

鶴岡市長 様

住 所
使用者 氏 名
電 話

次のとおり浄化槽施設の使用の態様を変更したので、鶴岡市浄化槽条例施行規程第9条の2の規定により届け出ます。

排水設備設置場所	鶴岡市		
使用変更年月日	年 月 日		
態様の変更内容	<input type="checkbox"/> 使用水の区分 <input type="checkbox"/> 給水設備 <input type="checkbox"/> 世帯の構成 <input type="checkbox"/> その他()		
使用水の区分	変更前	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道と井戸併用 <input type="checkbox"/> その他()	
	変更後	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道と井戸併用 <input type="checkbox"/> その他()	
所有者(使用者と同じ場合は記入不要)	住所		
	氏名		
水栓番号		施工業者	
摘要欄			

様式第10号（第11条関係）

浄化槽施設使用料減免申請書

年 月 日

鶴岡市長 様

住 所
使用者
氏 名
(電話 —)

下記の事由により、浄化槽施設使用料の減免を受けたいので申請します。

記

納入通知書番号	第 号
年度・月分区分	年度 月分
使用料金の額	円
納 期 限	年 月 日
申 請 の 事 由	

課 長	主 査	係 長	係	受付年月日	年 月 日
審査内容	1 審査の結果、減免と認める。 2 審査の結果、減免と認められない。				

様式第11号（第11条関係）

浄化槽施設使用料減免決定通知書

年 月 日

住 所
氏 名 様

鶴岡市長 印

年 月 日付けで申請がありました浄化槽施設使用料の減免について下記
のとおり決定したので通知します。

記

適・否の別	減免します	減免できません
減免できない理由		
納入通知書番号	第	号
年度・月分区分	年度	月分
使用料金等の額		円
納 期 限	年	月 日
減 免 する 金 額		円
減免後の納付金額		円

様式第1号（第2条関係）

（一部改正〔令和3年上下水管規程5号〕）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第5条関係）

（一部改正〔令和3年上下水管規程5号〕）

様式第6号（第5条関係）

（一部改正〔令和3年上下水管規程5号〕）

様式第7号（第5条関係）

様式第8号（第6条関係）

（一部改正〔令和3年上下水管規程5号〕）

様式第9号（第6条関係）

（一部改正〔令和3年上下水管規程5号〕）

様式第9号の2（第10条関係）

（一部改正〔令和3年上下水管規程5号〕）

様式第10号（第11条関係）

（一部改正〔令和3年上下水管規程5号〕）

様式第11号（第11条関係）